

傍聴

審議会など

市議会定例会

第 2 回定例会は 5 月31 日(金)から開催する予定です。
本会議・委員会は傍聴できます。日程などは決まり次第、市議会 HP でお知らせします。請願・陳情の提出期限などは、お問い合わせください。
▶議事事務局 ☎ 042-460-9861

行財政改革推進委員会

時 5 月24 日(金)午前10 時
場 田無庁舎 3 階
内 / 定 行政評価 ^{ほか} / 5 人
▶企画政策課 ☎ 042-460-9800

社会教育委員の会議

時 5 月24 日(金)午後 2 時
場 田無第二庁舎 3 階

教育委員会

時 5 月21 日(火)午後 2 時
場 田無第二庁舎 4 階
内 行政報告 ^{ほか}
定 10 人
▶教育企画課 ☎ 042-420-2822

内 / 定 提言内容 / 2 人

▶社会教育課 ☎ 042-420-2831

男女平等参画推進委員会

時 5 月28 日(火)午後 6 時15 分
場 田無庁舎
内 第 4 次男女平等参画推進計画の評価
定 3 人
▶協働コミュニティ課 ☎ 042-439-0075

伝統文化等継承事業を行う
団体の補助金申請受付

申請期間 5/15(水) 午前 9 時 ▶ 6/28(金) 午後 5 時

補助金上限 1 事業 10 万円

市固有の伝統芸能・民俗芸能・無形文化財(伝統行事など)を継承する市内の事業に対して経費の一部を補助します。

□対象事業 令和 6 年度に実施する、郷土に対する認識と愛着の向上、担い手となる後継者の育成、地域の連携を目的とした伝統文化等継承事業のうち、次のいずれかに該当する事業(例: どんど焼き・おはやしなど)

- 市の歴史の中で培われ、継承することが必要と認められる事業
- 過去に市内で実施され、復活・発掘をすることが必要と認められる事業

□資格 次の全てに該当する団体

- 市内に活動拠点がある
- 一定の活動実績があり、応募した事業を継続的に取り組める見込みがある
- 団体の規約を備え、代表者と所在地が明らか
- 会計経理が明確
- ほかに補助金の交付を受けていない
- 特定の個人・団体の利益の増進、宗教や政治活動を目的としない
- 暴力団やその構成員の統制下でない

☎ 6 月28 日(金)(必着)までに、申請書などの提出書類を下記へメール・〒188-8666 市役所文化振興課へ郵送または持参(田無第二庁舎 5 階) ※申請書などは市 HP で配布
▶文化振興課 ☎ 042-420-2817
✉bunka@city.nishitokyo.lg.jp

ご存じですか？ 人権相談窓口
～6 月1 日は人権擁護委員の日～

昭和24 年 6 月 1 日に人権擁護委員法が施行されました。人権擁護委員は、差別やいじめなどの人権に関するさまざまな悩みや疑問について相談に応じます。

□西東京市の人権擁護委員(敬称略) 山崎節子・菅野美鈴・真鍋五十鈴・新野紀子・菅野照光・小此木始・中谷拓朗・下村一郎・宇多正行

□人権擁護委員の日(全国一斉人権相談) 人権擁護委員が相談に

応じます。 ※個人情報 は固く守られます。

時 6 月 3 日(月)午前10 時～午後 3 時(受付: 2 時30 分まで) 場 田無庁舎 2 階展示コーナー

人権相談電話

みんなの人権110 番(全国共通人権相談ダイヤル)

☎ 0570-003-110 (平日午前 8 時30 分～午後 5 時15 分)

▶協働コミュニティ課 ☎ 042-420-2821



ゼロカーボンシティの実現へ

省エネ家電(冷蔵庫)買い換え助成金

申請受付期間 6/1(土) ▶ 令和 7 年 1/31(金)(消印有効)

地球温暖化対策の推進のため、下記の省エネ基準を満たす冷蔵庫に買い換えた方を対象に、購入費用の一部を助成します。

※先着で予算額に達した場合は受付終了
対 市民(申請受付期間内に購入した方)

申 ●電子申請 ●申請書に必要

書類を添えて環境保全課窓口まで持参または郵送

※ 6 月 1 日(土)以降に購入し、設置が完了してから申請してください。

※ 令和 6 年 5 月31 日(金)までに購入した方は助成対象外となりますのでご注意ください。

募集要項・申請書の配布場所

田無庁舎 2 階総合案内、防災・保谷保健福祉総合センター 1 階、エコプラザ西東京、出張所 ^{ほか} ※市 HP にも掲載

要件・助成金額

省エネ基準	申請回数／台数制限	助成金額	注意事項
統一省エネルギーラベル【目標年度 2021 年度】で★が 2.0 以上の製品	1 世帯当たり 1 回の申請／1 台のみ	●市内個人店で購入: 一律 2 万円 ●市内量販店で購入: 一律 1 万 5,000 円	□対象 ●市内住所(住民登録地)で交換設置する場合 □対象外 ●新規設置 ●市外店舗やインターネットで購入した場合

※詳細や必要書類などは、市 HP または募集要項をご覧ください。申請前に必ずご一読ください。

▶環境保全課 ☎ 042-438-4042



廃棄物処理手数料の減免申請 ～市の指定収集袋(ごみ袋)を減免対象者に配布～

▶ごみ減量推進課
☎ 042-438-4043

6 月 6 日(木)から別表の世帯を対象に、減免(指定収集袋の無料配布)の申請を受け付けます。別表の「必要なもの」とマイバッグをご持参ください。

※対象者が窓口に来られない場合は、代理人が委任状と代理人の本人確認ができるものを持参し、申請してください。

※別表③～⑩の対象の方は市 HP から申請書をダウンロードできます。ご持参いただくと待ち時間の短縮になりますのでぜひご利用ください。

町別の受付日・場所 ※指定日時に都合がつかない方は別の日に受付できます。

町目	受付日	場所
南町・新町・柳沢	6 月 6 日(木)	田無庁舎横
北原町・向台町・芝久保町	7 日(金)	中央図書館下ピロティ
田無町・西原町・緑町・谷戸町	10 日(月)	(⑦～⑨の方は田無庁舎 1 階)
東伏見・中町・東町・泉町・ひばりが丘北・北町・下保谷	13 日(木)	エコプラザ西東京
保谷町・富士町・住吉町・ひばりが丘・栄町	14 日(金)	
平日来庁が難しい⑦～⑨以外の方	15 日(土)	

※受付時間: 午前 9 時～午後 7 時(正午～午後 1 時を除く。(土)は正午まで)

※ 6 月 6 日(木)～12 日(水)はエコプラザ西東京での配布は行っていません。

配布枚数

- 可燃・不燃ごみ兼用袋 130 枚
- プラスチック容器包装類専用袋 50 枚

別表①～⑨の方… 7 月～令和 7 年 6 月分

別表⑩の方… 4 月～令和 7 年 3 月分

収集袋の大きさ

- 1 人世帯………小袋(10 ℓ 相当)
- 2 ～ 4 人世帯…中袋(20 ℓ 相当)
- 5 人以上世帯…大袋(40 ℓ 相当)

※袋のサイズ交換はできません。

※ 6 月 6 日(木)より前の受付はできませんのでご注意ください。

※ 6 月 17 日(月)以降はごみ減量推進課(エコプラザ西東京)で平日のみ受付

※ 7 月 1 日(月)以降に申請した場合の配布枚数は、申請した月分からとなります。

※混雑を防ぐため、できるだけ 1 世帯お 1 人での来庁をお願いします。

※注 別表⑦～⑨の方は平日の午後 5 時以降および土日は、市民税の非課税確認ができないため当日配布不可。平日 5 時までにご来庁ください。

別表

	減免対象(重複する場合は 1 つのみ)	必要なもの
①	生活保護世帯	生活保護担当者確認印を押した申請書
②	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者が属する世帯	担当者確認印を押した申請書
③	児童扶養手当受給世帯(ひとり親世帯など)	手当受給証
④	特別児童扶養手当受給世帯	手当受給証
⑤	高齢福祉年金受給世帯(明治 44 年以前に生まれた方)	年金受給証
⑥	遺族基礎年金受給世帯 1) 世帯に 18 歳到達年度の末日までの扶養者がいる方 ※(平成 18 年 4 月 2 日以降に生まれた方) 2) 世帯に障害基礎年金を受給できる程度の障害の状態にある 20 歳未満の扶養者がいる方	年金受給証(受給者全員)もしくは年金振込通知
⑦	身体障害者手帳 1 級または 2 級の所持者で市民税非課税世帯 ※注	各手帳 ※令和 6 年 1 月 1 日時点で本市に住民登録がなかった方は、以前に住民登録をしていた市区町村の令和 6 年度非課税証明書(世帯全員)
⑧	精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級の所持者で市民税非課税世帯 ※注	
⑨	愛の手帳 1 度または 2 度の所持者で市民税非課税世帯 ※注	
⑩	東日本大震災により居住継続が困難となった被災者および福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出された地域等から避難された世帯	関係官公庁が発行する罹災証明書など